平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県霧島市国分野口西３番24号　ＣａｓａＲｉｖｉｅｒａ102
債務者　奥村　直子（旧姓﨑口）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城129番地　山城荘305
債務者　儀武　優作
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８９号
盛岡市緑が丘１丁目15番13号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３６号
神戸市西区枝吉２丁目90番地の１　コーポ水田301号
債務者　轟　　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
兵庫県明石市旭が丘５－６　レオ西明石210、住民票上の住所滋賀県彦根市野良田町340番地１　703号
債務者　北川　拓志
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県明石市小久保５丁目13番地の11　メゾン・フォレスト101号
債務者　横山　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県明石市大蔵谷奥16番10号　明不マンション朝霧305号
債務者　古村　良子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県明石市魚住町中尾534番地　ロイヤルシャルム向原103号、前住所神戸市中央区北長狭通７丁目２番15―601号
債務者　澁澤秀起・渋沢秀起こと　張　　式鍾
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県明石市魚住町中尾534番地　ロイヤルシャルム向原103号、前住所神戸市中央区北長狭通７丁目２番15―601号
債務者　渋沢　冷子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
神戸市西区玉津町二ツ屋704番地の９
債務者　濱谷知加枝
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県明石市大久保町西島839番地の１　シーサイドシャトル301号、住民票上の住所兵庫県明石市西明石西町２丁目８番６―704号
債務者　藤井　潮代（旧姓小東）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
神戸市西区北別府１丁目９番地の１アグロス１Ａ－７号
債務者　大西　　恵
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
北九州市小倉南区若園４丁目12番21号　迫村方
債務者　平山　珠美
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１号
北九州市八幡西区中の原２丁目６番25―103号
債務者　辻　キトコ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４１号
北九州市八幡西区熊西２丁目３番19―402号
債務者　上村　和栄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市二葉２丁目23番12号　ベルピア浦賀第２―103
債務者　鈴木　　茜
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部